

3. 財団の事業・活動の内容と施設の運用

(1) 実施している事業の範囲【財団調査より】

実施している事業の範囲は、ほとんどの財団が、施設の維持管理業務を設置自治体から受託しているが、2件の財団は、施設の維持管理業務を受託していない(=事業に特化している)財団である。財団独自の自主事業はすべての財団で実施しており、文化事業すべてを、設置自治体からの委託によらず、財団で実施しているのは6件である。また、芸術団体や地元文化団体への助成事業は、10財団で実施されている(図表2-1)。

【図表 2-1 財団の事業実施状況】 【財団調査より】

	実施している	実施していない
1. 設置自治体からの委託による施設の維持管理業務	27 (93%)	2 (7%)
2. 設置自治体からの委託による公演や市民参加、芸術普及などの文化事業	23 (79%)	6 (21%)
3. 財団独自の自主公演や市民参加、芸術普及などの文化事業	29 (100%)	0 (0%)
4. 芸術団体や地元文化団体への助成事業	10 (34%)	19(66%)

*数字は、回答のあった29財団のうちの該当財団数

(2) 施設の運用・管理における現状と課題

施設の運用・管理については、回答財団の半数近くから、施設や設備の老朽化への対応を課題とするコメントが寄せられており、施設の運用・管理における大きな課題となっている。

運営面では立地条件や類似施設の増加に伴う利用率の低下、施設貸し出し時の調整の難しさが指摘されている。各財団では、稼働率向上の方策として、インターネットによる予約・照会サービスを導入したり、独自の営業活動を行っている。また、財団や設置自治体が行う文化事業について減免制度を設ける財団も多い。

専門家研究会では、専属劇団を設置し、その劇団が施設を専用使用している(財)静岡県舞台芸術センターの事例(参考事例5)や、市民が施設管理を担うことにより24時間利用可能としている金沢市民芸術村の事例(参考事例6)が紹介されている。また、近年NPO法人が行政から委託を受けて管理運営している施設も見られるようになってきた(参考事例7)。今後は、自治体の文化政策や財団の設置目的に基き、財団が独自の裁量で施設運用していくことも検討すべきであろう。

施設の運用・管理【財団調査より】

- 施設の運用・管理面では、建物や設備の老朽化への対応と維持・補修費の確保といったハード面での課題をあげる財団が14財団と、半数近くにのぼった。次いで、立地条件や類似施設の増加に伴う利用率の低下を指摘する財団も財団あった。具体的には、次のような意見があがっている。

〔ハード面での課題〕

- 建物 設備の老朽化への対応、維持 補修費の確保
- バリアフリーへの対応 (ハード、ソフト)
- 練習施設の不足
- 利用者のニーズに対応するため、備品 設備の充実が必要

〔運営上の課題〕

- 立地条件、類似施設の増加に伴う利用率の低下
- 利用率が高い半面、利用時間、スケジュール等の調整が難しい
- 自主公演の制作スケジュールやホールの専門性が原因で、施設貸出が限定される
- 区内のアマチュア活動団体等への希望に応えるため、2002年より4月と9月の4週間ずつを貸し館優先とした

施設の優先利用、減免措置等について 【財団調査より】

- 利用料の減免、優先予約を実施している財団は18財団、実施していない財団は11財団で、財団や設置自治体が行う文化事業について、施設利用料の減免の制度を設けている財団が多い。
- その他実施されている制度は次のとおり。
 - 市内音楽団体、育成団体等に対して減免制度、優先予約制度を実施
 - 小中学校が学校教育を目的として使用する際に減免
 - 準フランチャイズの地元オーケストラの定期公演で優先予約制度を実施

施設稼働率向上のための取り組み 【財団調査より】

- 稼働率向上のための方策としては、印刷物の配布による PR、インターネットによる照会 予約システムの導入を行っている財団が多い。
- (既に十分な稼働率を達成しているため)、特に稼働率を上げるための取組みを実施していない財団は5財団である。
- その他実施している取組みは以下のとおり
 - 専任の職員による (囑託、委託契約) 営業活動
 - 旅行会社への売り込み、無料送迎バスの運行等
 - サービスの向上
 - 24時間使用可
 - ワークショップ事業の修了生のサークル化
 - 音楽団体や伝統芸能団体との対話と協働、社会科見学等の積極的な受入れ
 - 魅力ある企画事業の実施による市内外への施設の認知

ロビーや広場等の開放による住民サービス 【財団調査より】

- 各文化施設において、ギャラリー、ロビー、エントランス、野外広場等を一般市民や催しに開放する財団が多かったが、特に実施していないところも10財団あった。

参考事例5：設置条例による専用使用の実現

(財)静岡県舞台芸術センター

- (財)静岡県舞台芸術センターでは、芸術総監督のもと、舞台芸術の専門家からなる公共劇団を設置、舞台芸術公園と芸術劇場をその専用劇場として使用することを2つの条例(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例、静岡県コンベンションアーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例)に盛り込んでいる。

静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例(平成9年(1997年)制定)]

- 施設等の使用 知事は、公園の設置の目的を達成するため、前条に規定する施設及びそれらの附帯設備を、次に掲げる事業を行う公共的団体に使用させるものとする。(第5条1項)
 - (1) 舞台芸術の創造及び公演
 - (2) 舞台芸術に関する人材の育成
 - (3) 舞台芸術に関する活動の支援
 - (4) その他舞台芸術の振興のために必要な事業

- 附則 第5条1項の公共的団体は、当分の間、財団法人静岡県舞台芸術センターとする。

* 静岡県コンベンションアーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例」で、芸術劇場についても同様に制定

参考事例6：市民による24時間運営の実現

金沢市民芸術村(財)金沢市文化創造財団)

- 金沢市民芸術村は、大正末期にできた紡績工場の倉庫跡を、市民の芸術文化の創造拠点として整備したもの。「創作の自由を100%保証して」、「規制をできるだけ緩やかに」という作り手側の声を受け、市民による24時間運営の施設を実現、条例に明記している。

金沢市民芸術村条例(平成8年(1996年)制定)]

- 市民参加による自主的な運営 金沢市民芸術村(以下「芸術村」という。)は、利用する市民の代表者によって構成する組織で芸術村の運営についての基本方針を定めるなど、市民参加による自主的な運営を図ることを基本とする。(第3条)
- 使用時間 芸術村の使用時間は、午前零時から午後12時までとする(一部省略)。(第5条)

参考事例7：NPO 法人 ふらの演劇工房による運営

富良野演劇工場(富良野市)

- 2000年10月に開館した「富良野演劇工場」では、富良野市教育委員会が、「演劇をテーマとするまちづくり」をテーマとして劇場づくりを進めたNPO法人「ふらの演劇工房」に劇場の管理を委託している。

富良野演劇工場設置及び管理に関する条例(平成8年(1996年)制定)]

- 教育委員会は、演劇工場の管理を、地方自治法第244条の2第3項(*)の規定に基づき特定非営利活動法人ふらの演劇工房に委託する。(第8条)

* 地方自治法第244条の2第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令に定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

(3) アーティスト、市民やNPO との関係

良質な自主事業の実施や、地域への芸術普及活動の実施といった特色ある事業を実施したり 施設を有効に活用するため、アーティストと長期的な関係を築いている財団は6割近くとなっている。

また、市民やNPO 等と協力している財団も割近くとなっており、友の会として市民からの応援を得たり 特に規模の小さい施設では、ボランティアとして市民をホール運営に活用している財団もある。近年は、NPO に事業の一部を任せる財団や施設も出てきている。

NPO や市民との連携については、今後広がりか期待されるとともに、財団側がよりよい協同体制のあり方を検討することも必要である。

芸術家やアーティストとの関係 【財団調査より】

- 特定のアーティストと長期的な関係を築いているのは15財団で、専属楽団・劇団の編成、(準)フランチャイズ契約、委託契約、雇用契約、長期にわたる出演依頼など、様々な方式が採用されている。すみだトフォニーホール(財)墨田区文化振興財団)では、新日本フィルハーモニー交響楽団とフランチャイズ契約を結び、特色ある事業を展開している(参考事例8)。具体的な連携内容は、次のとおりである。

[専属劇団の編成]

- 4つの専属楽団、ひとつの専属演劇・舞踊団を編成。そのうち、ひとつの楽団は契約期間2年、演劇・舞踊団は2年で、ともに年額による(専属)出演契約、それ以外の楽団はその都度出演契約

[(準)フランチャイズ契約]

- 東京の交響楽団との間に準フランチャイズ契約を結び、定期演奏会の実施、合唱団への助言・音楽指導、教育機関や福祉施設等への訪問コンサート等を実施

[雇用契約、委託契約]

- ホール専属オルガニストの雇用(98年より単年度更新)
- オルガニストの委嘱(98年より単年度更新、オルガンの日常的メンテナンス、関連講座等の講師、事業に対する助言等)
- 芸術顧問として俳優と年契約を締結
- 市民オーケストラと委託契約を締結
- 市内の劇団に舞台操作補助を委託

[長期にわたる出演依頼等]

- 継続的な公演等の実施によるアーティストとの関係強化
- 恒例となっている事業については、関係団体と緊密に連絡を取り、お互いのメリットになるよう関係を構築
- 長期的な視点による関係づくりが必要との判断から、劇団等との試行的な取り組みを始めたところ

市民やNPO等との協力関係 【財団調査より】

- 市民やNPOなどと協力しているのは20財団で、NPOの協力、友の会との協力、ボランティアの活用、市民団体との協力等で関わりを持っている。

【NPOとの協力】

- 財団の運営施設の一部である「市民活動コーナー」の運営をNPOに委託している。また、福祉的な活動、教育的な活動を協力して行うことのできる団体を捜している
- NPOについては、これからの課題として積極的に協働していきたい

【友の会との協力】

- ホール友の会やボランティアスタッフに、DM 発送、ホール見学案内、ギャラリーの監視、主催事業運営の補助等の協力を依頼している

【ボランティアの活用】

【恒常的な施設の運営補助としての活用】

- 市民ボランティアグループが資料館でガイドを実施
- ボランティアスタッフが全ての公演のフロアスタッフとして活躍
- ボランティアグループに運営への協力を依頼
- 舞台、照明、音響技術者の市民ボランティアを育成し、実務にあたらせることを検討中

【事業実施時、イベント時の活用】

- 音楽祭などの事業実施時に公募により市民から各種ボランティアスタッフを募集
- 一部の事業で実行委員会形式を取り入れて市民の協力を得ている

【市民団体との協力】

- 市民参加の事業に際しては、市民団体の協力を得ている

参考事例8：新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズによる事業展開

すみだトリフォニーホール(財)墨田区文化振興財団)

- すみだトリフォニーホールは、新日本フィルハーモニー交響楽団(以下NJP)とのフランチャイズにより、良質な演奏会の提供やアウトリーチ事業を展開している(「オーケストラの住むホール」事業)。
- 墨田区では、区の文化政策として、1988年から「音楽都市づくり」をスタート。同年NJPとの間でフランチャイズの覚書が交わされ、翌年から区内の学校や公民館でNJPによるアウトリーチ活動が始まった。このオーケストラを核とした音楽都市づくりは、すみだトリフォニーホールに引き継がれ、「すみだトリフォニーホール条例」にも「区民及びオーケストラの芸術文化活動の促進に関すること」(第2条)がホールの事業として明記されている。
- すみだトリフォニーホールでは、NJPとのフランチャイズ事業を柱に、他都市のオーケストラとの連携事業(「オーケストラが集うホール」事業)を実施。今後は、市民参加事業(「オーケストラを育むホール」事業)も視野に入れている。
- 現在、ホールの稼働率の半分はNJPによる使用。NJPとのフランチャイズはホールの稼働率の下支えにもなっている。